

令和 5 年度香川地方最低賃金審議会
第 3 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 8 月 4 日（金）
高松サポート合同庁舎
北館 702 会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、柴田
労働者代表委員 立石、中村、三屋
使用者代表委員 奥田、窪田

議 題 (1) 「令和 5 年卒 新規学卒者初任給情報」等について
(2) 香川県最低賃金額改正の審議について
(3) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 3 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、渡部委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 8 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 令和 5 年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）

資料 No. 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

資料 No. 3 香川県の雇用情勢（令和 5 年 6 月分）、労働市場の動向
（令和 5 年 6 月）香川県、2023 年 6 月分職業別求人、求職者希望賃金 香川労働局職業安定部

をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題（１）の「令和５年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）」等についてです。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それではご説明します。

１ページの資料 No. 1 は、香川労働局職業安定部が取りまとめた香川労働局管内の令和５年卒の新規学卒者初任給情報でございます。最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、２ページをご覧いただきたいのですが、高卒は 18 万 3 千円で昨年よりも増加しましたが全国平均より千円低く、短大卒も 18 万 9 千円でこちらも昨年よりも増加しましたが全国平均より 1 万 2 千円低く、大学卒は、21 万 4 千円とこちらも昨年よりも増加しましたが、全国平均より 1 万 3 千円低い金額となっております。

５ページの資料 No. 2 は、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。

こちらは、香川労働局で監督指導を実施した実施結果と全国の実施結果でございます。

各年とも、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を集中的に行っております 1 月から 3 月の結果でございます。

違反率は、年にもよりますが、全国の違反率よりも香川の違反率は低い違反率となっておりますが、令和３年は香川の違反率が全国の違反率よりも高い違反率となっております。

７ページの資料 No. 3 は、香川労働局職業安定部の令和５年 6 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.45 倍、前月差プラス 0.01 ポイント、全国 10 位で、全国平均は 1.30 倍でござ

います。平成 23 年 8 月以降 143 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.13 倍、前年同月比マイナス 0.06 ポイントでございます。雇用情勢判断は「持ち直している」と判断されております。

また、17 ページ以降は、今年 6 月の職業別求人賃金、求職者希望賃金の、香川県全体のデータと、18 ページ以降が各職業安定所ごとのデータでございます。

○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

それでは、特にご意見・ご質問等ございませんので、議題(2)の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

前回、8 月 1 日に開催された第 2 回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、前回労働者側プラス 57 円、使用者側プラス 22 円と双方の提示金額には乖離がありました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示いただきますようお願いいたします。

それでは、ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項に基づき、非公開となります。

傍聴人の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○柴田部会長

それでは、傍聴人の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

傍聴人の方が退室するまで審議は一時中断します。

(傍聴人退室)

(全体会議)

○柴田部会長

時間前ですが皆さまお揃いですので、それでは全体会議を再開し

ます。

ここから先の審議は公開となります。

労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。

是非とも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側とも次回の審議までにご検討いただきますようお願いいたします。

それでは、最後の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○賃金室長

次回の第4回専門部会は、8月7日（月）の午後1時から、同じ702会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、次回の第4回専門部会は、8月7日（月）の午後1時から、この場所において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

――了――